

第6次鎌倉市まち美化行動計画(案)に対する意見と市の考え方

令和7年(2025年)9月19日

頁	意見(原文)	市の考え方
全体を通じて		
	第6次鎌倉市まち美化行動計画(案)に、すべきことがすべて記載されていて、良いと思います。	ありがとうございます。
第1章 計画の基本的事項		
1 計画策定の背景と目的		
P 1	意見なし	
2 計画の位置づけ		
P 2	意見なし	
3 計画の期間		
P 2	意見なし	
第2章 現状と課題		
1 現状と課題(第5次まち美化行動計画の実績を踏まえて)		
P 5	意見なし	
2 取り巻く社会情勢		
P 6	意見なし	
第3章 第6次行動計画の基本方針		
1 目指す方向性		
P 8	意見なし	
2 基本となる考え方		
P 8	意見なし	
第4章 第6次行動計画		
施策1 未然防止と対策		
(1) ポイ捨て防止		
P 9	意見なし	

(2) 路上喫煙防止		
P10	意見なし	
(3) 不法投棄防止		
P10	意見なし	
(4) 飲料等回収容器の適正管理		
P10	観光公害として問題になっているのは、一般市民にもいえることですが、多くの飲料自販機に備え付けてある飲料容器リサイクルボックスに飲料容器以外のゴミ（当該自販機で買ったもの以外のコーヒーショップなどで持ち帰り購入したプラスチック飲料容器を含む）を捨てる行為についてです。 SNS 上でも話題になりますが、コーヒーショップのプラスチック飲料容器がリサイクルボックスの入口をふさぐ形となり、その周りにごみが散乱するという悪循環もたびたびみられる状況です。これは飲料容器リサイクルに携わる関係者やその他関連団体などの意向を踏みにじる迷惑行為と認識しており、高いリサイクル率を誇っているという鎌倉市においてはあってはならないことです。 このことについては、東京都墨田区が東京都墨田清掃事務所と共に飲料自販機リサイクルボックスへのごみ投棄行為をリサイクル妨害行為として啓蒙を強化しています。鎌倉市においても、ポイ捨て同様の禁止行為としてこの行為を禁止として明確化してください。 市において本件迷惑行為の実態調査を行うルールづくりと、観光に関連する事業者と同一キャンペーンを行う、墨田区同様に観光客向け含めたポスターを作成し、事業者へ配布するなど啓蒙を強化するなど新たに盛り込むようにしてください。	墨田区と同様に、本市においても自動販売機により飲料容器を販売する場合には、平成 13 年（2001 年）に制定した鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例において、回収容器の設置と適正管理を義務付けています。 これは、SDGs 目標 12 に「つくる責任、つかう責任」と掲げられているように、自動販売機の管理者等には販売事業者としての責任を求め、回収容器を設置し回収を義務付けているものです。 回収容器の設置については、令和 6 年度の調査では 85%の飲料用自動販売機で回収容器が設置されていることを確認しており、設置されていない飲料用自動販売機の管理者等に指導を行っています。 一方で、御意見のとおり、飲料用自動販売機用の回収容器に別のごみが不適切に投棄されたり、周囲にごみが散乱する場合もあります。 このため、第 6 次まち美化行動計画では、『第 4 章 施策 1 (4) 飲料等回収容器の適正管理』の項目において、市民・滞在者等は「回収容器には、飲料用自動販売機で購入したもの以外は入れないこと。自動販売機周辺に、他のごみを捨て置かないこと。」を明記し、事業者にも回収容器の適切な管理等を明記しています。 また、市も事業者や観光客等に啓蒙を実施していきます。
(5) 落書き防止		
P11	意見なし	
(6) あき地の適正管理		

P11	意見なし	
施策2 美化活動の実施		
(1) アダプト・プログラム		
P12	意見なし	
(2) 市内一斉清掃（クリーンアップかまくら）		
P12	意見なし	
(3) まち美化推進委員による活動		
P12	意見なし	
(4) 自治会・町内会等による活動		
P13	意見なし	
(5) 企業による活動		
P13	意見なし	
施策3 その他		
(1) 関係団体等との連携		
P14	まち美化に取り組んでいる団体の活動者が高齢化・減少化しているとのことだが、会の目的をより明確に示し、若き人たちの賛同を受け、若き人たちに加わって頂くように募集すると良いと思います。	まち美化に取り組んでいる団体の活動が継続できるよう、担い手の育成の支援を行い、SNSを活用した情報発信などにも協力していきます。
(2) その他の啓発活動		
P14	意見なし	
第5章 計画の推進体制		
1 推進体制		
P15	美しい街を目指し、行うべきこと、皆が取り組むべきことを皆で議論し、各段階での姿（絵）を描き、順次、出来るところから取り組むことが良いと思料します。	常日頃から寄せられる市民の皆様の御意見をもとに、まち美化推進協議会において議論し、第6次まち美化行動計画の策定に向けて取り組んでいます。 今後も、市民の皆様の御意見と、行動計画の実績を分析・検証しながら、美しいまちを目指し取組を進めていきます。
2 実績の公表		

P15	意見なし	
3 計画の点検・見直し		
P15	適時にレビューし、より良く改め、段階的に進めることが良いと考えます。	行動計画の実績を分析・検証しながら、まち美化推進協議会等で議論し毎年度報告書にまとめながら、段階的に美しいまちを目指し取組を進められるよう努めていきます。
その他		
	路面標示の『止まれ』を『止まろう』に変更 交差点での事故防止を促すため、市内（国内）の信号機のない交差点には止まれが標記されているが、用語が指示的で違和感を覚える。高度成長期の慌ただしさの中で決められた標示と思えるが、戦後 80 年、街並みも美しくなり落ち着きと静けさが求められている。そこで、他県に先がけ原稿の標示『止まれ』を共感を抱きそうな『止まろう』（止めよう）に変更する。心的な景観の美化につながると思えるが。（東京都渋谷区では、郵便ポストの色を緑に変え街の美化を図っている例もある） 期待される効果 ・ 共感を覚える標語で、交差点での事故減少。 ・ 用語が穏やかで、視覚的にも街の美化につながる。 ・ 観光都市鎌倉が先がけ実施し、他県への波及も期待したい。	『止まれ』の路面標示は、道路交通法等の法令で定められたものではなく、「法定外表示」として、警察や道路管理者が設置・整備をしています。 この設置基準については、警察庁が交通規制基準を設けて詳細を定めており、また『止まれ』の表示等、一定の「法定外表示」は適正な交通管理に資することを目的として、全国的にも設置様式等の統一が図られているところです。 『止まれ』の路面標示の御意見につきましては、まち美化行動計画に関する事項に該当しないため、第 6 次まち美化行動計画の中で明記はいたしません。いただいた御意見は、神奈川県警察にお伝えいたしました。
キャッチコピー		
	目差せ！ 美しい街 かまくら	参考にさせていただきます。